

國學院大學學術情報リポジトリ

國學院大學における伝統文化教育の意義と展望(平成二十二年度國學院大學人間開発学会第二回大会公開講演会・シンポジウム日本の伝統文化教育の可能性--人間開発学の基盤構築に向けて) --
(公開シンポジウム日本の伝統文化教育と人間開発学の構築--カリキュラム開発を視野に入れて)

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2023-02-06 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 藤田, 大誠 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/00001201

発題③

國學院大學における伝統文化教育の意義と展望

藤田 大誠

一 はじめに―國學院大學人間開発学部の伝統文化教育―

本稿は、私の所属する國學院大學、なかでも平成二十一年四月に新設されたばかりの人間開発学部（初等教育学科・健康体育学科）において現在行はれてゐる、「建学の精神」（神道精神）に基づく日本の伝統文化に関する教育（伝統文化教育）の意義が那邊にあり、また、今後、どのような展望が考へられるのか、といふ点について、私見を提示するものである。

人間開発学部では、一年次開講の神道科目（全学部必修）である「神道と文化」に始まり、二年次開講の「学部コア科目」（必修）としては、初等教育・健康体育の両学科に「日本の伝統文化Ⅰ（伝統文化の心と歴史）」、「日本の伝統文化Ⅱ（日本の近代化と生活文化）」が置かれ、三年次開講の科目としては、初等教育学科の「基幹科目」（選択必修）に「伝統文化授業論」、「伝統文化と生活論Ⅰ」、「伝統文化と生活論Ⅱ」が、健康体育学科の展開科目Ⅲ類「伝統と身体文化」（選択必修）の中に「伝統文化と生活論Ⅰ」、「伝統文化と生活論Ⅱ」が配置されてゐる。以上の科目は、全て本学部専任教員が担当してゐる。

その他、初等教育学科の展開科目Ⅰ類「言語・古典」や健康体育学科の展開科目Ⅲ類「伝統と身体文化」には、日本の伝統的な言語文化や身体文化に関する諸科目が配置されてゐる。

しかし、受け手となる学生たちにとつては、主に初等教育教員の養成や健康体育・スポーツに関する教員・指導者の養成などの「人づくり」（人材育成）を目的として設置された教育系学部である人間開発学部において、どうして「神道」や「日本の伝統文化」に関する科目が必修で組み込まれてゐるのか、といふ疑問が浮かんで来ることも当然想定されるであらう。

なぜ本学部において日本の伝統文化に関する教育を重視するのか、と問はれた場合、私は、研究方法としての「国学」の展開に端を発する國學院大學の歴史やその「建学の精神」（神道精神）に基づくもの、即ち「國學院大學らしさ」の源泉、「強み」、「売り」がここに最も凝縮されてゐるからだと回答してゐる。

ここで検討するのは、國學院大學人間開発学部の学生たちを対象とする「伝統文化教育」の内容に他ならない。つまり、主に「初等教育」や「健康体育」に関する学問分野を専攻することを目的として入学してきた学生たちに、「國學院大學人間開発学部」として、どんな内容の「伝統文化教育」を提供するこ

とが必要であるのか、さらには、かかる教育に如何なる意義、展望が見い出せるのか、といふことを考へてみたいのである。

二 國學院大學における「建学の精神」(神道精神)の意義

國學院大學の「建学の精神」とは何かについて、結論を先に言つてしまふと、これは「國學院大學学則」第一条に「本学は神道精神に基づき人格を陶冶し、諸学の理論並びに応用を攻究教授し、有用な人材を育成することを目的とする」と記されてゐる如く、一言でいへば「神道精神」である。さらにもう一つ基盤となるのは、「國學院」といふ大学名にも冠されてゐる「国学」といふ学問である。これは、言ふなれば、「日本の伝統文化に関する研究・教育」の実践に他ならない。

ただ、一般的には「国学」や「神道」、或いは「伝統文化」などの概念は、かなり限定されたものとして捉へられてゐるのに対し、ここでは、「国学」や「神道」は、斯様な狭い意味合ひで使用されてきた言葉では無く、本来的にもつと動態的な広い概念で使はれるべきだ、といふことを強く主張したいと思ふ。無論、これは何も私だけが言つてゐる訳では無く、國學院大學のみならず、その設立・経営母体である皇典講究所が創立されて以来、様々な先人たちが主張して來たことである。本稿では、かかる本学の先人たちの言葉に耳を傾けたいと考へる。

まづ、本学の「建学の精神」を考へるに当たつては、明治十五年十一月四日に行はれた皇典講究所開齋式において、皇典講究所総裁・有栖川宮幟仁親王より賜つた告諭がその基底となる(引用文には句読点を補つた。以下の引用も同様¹⁾)。

皇典講究所仮建設成ル。茲ニ良辰ヲ撰ビ、本日開齋ノ式ヲ行フ。幟仁総裁ノ任ヲ負ヒ、親シク式場ニ臨ミ、職員生徒ニ告グ。

凡学問ノ道ハ、本ヲ立ツルヨリ大ナルハ莫シ。故ニ国体ヲ講明シテ、以テ立国ノ基礎を鞏クシ、徳性ヲ涵養シテ、以テ人生ノ本分ヲ尽スハ、百世易フベカラザル典則ナリ。而シテ、世或ハ此ニ暗シ。是レ本齋ノ設立ヲ要スル所以ナリ。今ヨリ後、職員生徒此ノ意ヲ体シ、夙夜懈ルコト無く、本齋ノ隆昌ヲ永遠ニ期セヨ。

特に「凡学問ノ道ハ」から「所以ナリ」までの部分が重要であり、これを見ていくと、皇典講究所の「建学の精神」(「学問ノ道」とは、日本の根本精神(神道精神)を闡明すること(「本ヲ立ツル」、即ち、一方では日本の「国柄」を明らかにすること(「国体ヲ講明」)により、我が国が拠つて立つ所の精神的基盤を固め、他方、個々の「人柄」を重視して道徳心を養ひ(「徳性ノ涵養」、各々「人生ノ本分ヲ尽ス」といふ「国学」(日本の伝統文化研究・教育)の実践にあつた、といへよう。

つまり、「学問ノ道」といふのが本学の「建学の精神」に当たるものといへるが、「本ヲ立ツル」の「本」といふのは、いはば日本の根本精神のことであつて、先述の「國學院大學学則」でも記されてゐるやうに、端的にいへば、「神道精神」、或いは「神道」であると言ひ切つてよからう。ただ勿論、ここでいふ「神道精神」とか「神道」といふのは、「仏教」とか「キリスト教」といふやうな「宗教」と同列に扱へるやうなものとはいへない。

ここでの「神道」は、単なる一宗教といふ感覚のみで捉へられるものではなく、日本の伝統文化の基層・基盤となる精神文化や生活文化といふやうな意味合ひを含む必要があらう。

それでは、具体的に「本ヲ立ツル」とは、どのやうなことから。

まづ一つは、難しい言葉で「国体ヲ講明」といふ言ひ方をしているが、つまりは「日本の国柄を明らかにする」ことが挙げられてをり、それによつて我が国（日本）の拠つて立つ基礎を固めることにある。また、もう一つは、「国柄」があるならばそれぞれ個々人の「人柄」もあらうといふことで、その人柄を重視して、「徳性ヲ涵養」、即ち道徳心を涵養することによつて、各々の「人生ノ本分ヲ尽ス」ことにある。

ここで盛り込まれた二つの面は、「百世易フベカラザル典則」、いはば、いつまでも変はることの無い本学の「建学の精神」であると宣言してゐるに等しい。つまり、若干補足して付度するならば、家庭から地域社会、国家に至るまでのそれぞれの「場」において、個々の本分を尽くしてその能力を発揮することの出来る人材を育てるといふ、それが基本的には「国学」といふ学問（研究・教育）の実践であるのだ、といふ認識といへよう。

ここで「神道」や「国学」といふ言葉自体が「告諭」に書かれてゐないことを訝る向きがあるかもしれないが、かかる用語の有無だけに拘はつてゐては、「告諭」の内容が示してゐる本質は見えて来ない。そもそも、今我々が念頭に置き一般的に用ゐられてゐる「国学」といふ学問名称の使用が定着して来るのは、大日本帝国憲法発布後の明治二十年代からであり、また、「神道」の語に関しても、勿論『日本書紀』の昔から言葉はあつたものの、これも現在、一般的に「神社」を核とする「神社

神道」の意味で捉へられるやうな概念として定着して行くのは、「神祇史」研究から、「神道史」や「神道学」といふ学問名称へと移行して行く明治末期から大正期にかけてと見られる。⁽²⁾つまり、大東亜戦争後に再出発した新制大学としての國學院大學においては、経営母体であつた皇典講究所の告諭で示されてゐた「建学の精神」（かかる言葉も創立当初に用ゐられてゐたものではない）を当時の用語で端的にいへば、「神道精神」といふ言葉が最も相応しいといふ判断があつたといふことであらう。

さらに言ふならば、「伝統」や「伝統文化」といふ言葉も、現在の意味で用ゐられるやうになつたのはさほど古くは無い。それ故、明治時代に皇典講究所や國學院で「伝統文化教育」といふ名称で研究・教育をしてゐたといふ訳では無く、昭和戦前期あたりから本格的に使はれるやうになつたものである。⁽³⁾

このやうに、当時における実際の営みを表現するに当たつて、現在使用されてゐる言葉が用ゐられてゐないといふことは、間々あることといへる。当時の営みの具体相に関しては、用語そのものの成り立ちとは別個に考へなければならぬが、本稿ではそれが、現在使用されるチームでいへば、このやうに表現することが出来るであらう、といふことを示したまでである。

三 國學院大學における伝統文化研究・教育（国学）の意義

次いで、「國學院」といふ大学名に冠されてゐる「国学」といふ学問の内容とその実践についても触れておかう。

明治十五年に国学的研究・教育機関として創立された皇典講究所では、当初から「專典籍ニ就イテ學術ヲ研究」する「文学

部（脩身科・歴史科・法令科・文章科）と「専身体二就イテ進退動止ノ節度ヲ脩習」する「作業部」（礼式科・音楽科・体操科）を設けてをり、それは、「凡教育ノ目的ハ智体兼養ヲ以テ完全ナルモノトス。智余アルモ体之ニ称ハサレハ、其用ヲ成ス能ハス。体全キモ智足ラサレハ、又其用ナシ。故ニ智体兼養ヒ、始メテ有用ノ人物ヲ養成スルヲ得ヘシ。本所ノ教旨全ク斯ニアリ。」と述べられたやうに、「智育」と「体育」の兼学による総合的な伝統文化教育のカリキュラムを有してゐたのである。⁽⁵⁾

また、明治十五年九月には、宍野半・井上頼圀・久保季茲・松野勇雄・宮崎富成・古川豊彭・石垣甚内が連名で「皇典講究所設立告文」⁽⁶⁾を發したが、ここには「全国精英ノ少年ヲ募集シ、専ラ国典ヲ講明シ、礼樂ヲ脩習セシメ、其心志ヲ鞏固ニシ、其徳性ヲ涵養セシメ、兼ヌルニ漢洋ノ学武技体操ノ術ヲ以テシ、其才識ヲ博メ、其元氣ヲ養ヒ、以テ国家有用ノ人物ヲ陶冶シ、国体ヲ万世無疆ニ保維シ、皇道ヲ四裔ノ外ニ發揚スル大基礎ヲ立テントス」と記されてゐる。日本の学問だけでは無く、漢学や洋学、さらには「武技体操ノ術」と言つたものも全部含めた総合的な伝統文化教育、人材育成の場であつたといへよう。

「文学部」各科については、「國學院らしさ」を形成して来た源流となるものであることは一目瞭然であり、本稿で贅言を要するまでも無い。しかし、皇典講究所の出発点において、「智育」とともに「体育」といふ言葉を用ゐ、「作業部」⁽⁷⁾を設けてゐたといふ点は、人間開発学部でいへば、とりわけ「健康体育学科」の設置根拠ともなる、非常に重要な部分であると思はれる。

この「作業部」といふのは、端的にいへば「身体文化」に関するものである。「礼式」「音楽」「体操」、即ち具体的には、神社

祭祀や諸儀式・行事の所作の習得、また、それらと密接な「唱歌奏楽」、即ち邦楽である雅楽（三管〔琴、箏、篳〕）、さらには邦楽と洋楽の折衷ともいふべき唱歌（保育唱歌、皇典講究所唱歌）の技法の習得、さらに「武技」としての撃剣（剣術）や乗馬、そして西洋起源の「普通体操」（体操伝習所が作成した学校教育用の体操）や歩兵操練をその内容とするものであつた。⁽⁸⁾つまり、皇典講究所における「体育」概念とは、日本の伝統的身体文化と西洋的身体文化の包含であつたとも言ひ得る。

これは、身体に関する日本の伝統的觀念に基づく祭祀儀礼の所作や「武道」、また、主に近代において西洋から導入される「体操」に象徴されるやうな新たな觀念、さらには、邦楽と洋楽を含んだ「音楽」をも包括する「身体文化」に関する総合的研究・教育をしていくといふ、単に「体育」や「スポーツ」といふ輸入概念に留まらない面を有してをり、「体育史」や「スポーツ史」の観点から見ても、非常に興味深い点であると思はれる。

さて、明治二十三年には、この皇典講究所というものを設立・経営母体（決して「前身」とはいへないことに注意）として、國學院が設置される。「私立国文学案」⁽⁹⁾や「私立国文学校案」を前提として作成された、明治二十三年七月の「國學院設立趣意書」には、「國學院ヲ設立シテ專国史・国文・国法ヲ攻究」とあるのみならず、「海外百科ノ学モ網羅兼修シテ此学ノ進歩擴張ヲ計ル可シ」と記されてをり、先述の「皇典講究所告文」の路線の延長線上にあるやうな認識を示してゐる。即ち、「国史・国文・国法」といふ人文・社会科学のなかに留まらず、「海外百科ノ学」を「網羅兼修」すべきであるといふのである。

また、明治二十七年に現在も続いてゐる『國學院雜誌』が創

刊されるが、その創刊号（『國學院雜誌』第一、明治二十七年十一月）には、「本誌を発刊する、其の目的二つあり。一つには、国史国文の普及を計り、一つには、深くこの学問を研究して、其の新彩を発揮するにあり、而して、国史とは、云ふまでもなく、我が国民の過去の記録すべてをいひ、国文とは、古来わが国に發達せる一切の言語文章をいふなり。」と記されてゐる。

ここでさらに重要なのは、「此の目的を達せんには、まづ此の学問をして、真に普通教育の基礎たらしめんを要とす。」と書いてあることで、國學院では、当初からあくまでも初等教育や中等教育を含む「普通教育」を「基礎」づけるものとして「国史国文」の研究・発信（普及）を行ふことが明確に示されてゐる^⑪。この初志に基づき、國學院は、当該問題に絶え間ない関心を持つて、『國學院雜誌』や『皇典講究所講演』などの各種メディア（雑誌）、或いは様々な講演などで、「普通教育」に関する提言を継続的に行つてきたのである。

かかる志向性は、後年に「教職の國學院」と親しまれる原点であり、さらには人間開発学部^⑫の初等教育学科（或いは健康体育学科^⑬）の設置根拠となるものだといへよう。その点からいへば、「初等教育」の学科についても、これはいつの時点でも設置される可能性のあるものだ^⑭が、機が熟し、それが具体的に実現したのが平成二十一年であつたといふこととならう。

続いて、國學院一期生で後に國學院大學教授となり、折口信夫の師にも当たる三矢重松の見解を窺つてみよう。三矢重松は、『古事記』や『源氏物語』などの古典研究、さらには「三矢文法」と称された国語文法の研究で知られ、神道に関する論考も残してをり、国語・国文、国史、神道に通じた、明確に「国学

者」の自覚を持った人物であつた^⑮。

三矢は、「国学の目的は国学といふ語の消滅にあり」（『國學』四、明治二十八年）といふ小論で、「一国の学問たるものはいづれか国学ならざるべき。而も吾人の国学を唱導するは、決して他の学問を排撃して我のみ天下を専制せむとするにあらず。外交の盛なるに従ひて外国思想も盛に注入し、根本の大義たる国学の精神を失ふものがあるが故に之を救はんが為に国学は起るなり。社会の事物学問の凡べて国学の精神を以つて組織せられむことを欲して国学は起るなり。此の目的にして達せらるゝ時は、国学といふ名称は世に存在すべからず。吾人は切に此の目的の達せられむことを希望し、国学といふ名称の長く世に存在するを悲む。」と述べた^⑯。これは、國學院学監・杉浦重剛が「国学とは何ぞや^⑰」といふ論考において、「自国の定見を確立し、広く世界の智識を蒐集して、我が用に供するは、則真正の国学なり」といふ実学的な「国学」観から、あらゆる学問の日本的総合化（「悉皆国学」）を目指し、「国学の文字の、学問社会に消滅せんの日を以て始めて真正なる国学の勃興せる時節の到来たるを期するものなり」といふ見解を踏まへたものである^⑱。

これらの見解からいへば、國學院における「国学」の理想型は、究極には人文科学系学問のみならず、教育学や体育学は勿論のこと、あらゆる社会科学や自然科学をも含み得る可能性を持つものであつたことが窺へよう。理想化された「国学」とは、近代的学問のディシプリンで割り切れるものではなく、自国に關する総合的・実践的学問として理解されてゐたといへる。

また、三矢重松は明治三十一年に、「我が神道と云ふ者の宗教なりやあらずやは姑く措きつ、国史によりて成れる本教なる

からは国家が一日も欠くまじき教なることは論を俟たず。〔…中略…〕抑神道はさる薄弱なる者にあらず教理の上よりしても優に世に闊歩しつべき者なり。今其の国家歴史的の方面は世論に譲り、茲に個人的道德の教化において最貴重なる大徳あり。

「正直」是なり。予は之を神道即本教の眼目と云ふなり。〔…中略…〕(宣長翁の物のあはれの説は実に千古の卓説なり。翁を祖述する者すべからく之を継ぎて本教の美を済すべきなり。)⁽¹⁶⁾と述べ、「神道」を「宗教」と認識するかどうかの判断は措いたとしても、「神道」は「国史によりて成れる本教」即ち「本つ教へ」であり、「神道即本教」と表現されるべきものであるのだ、と喝破してゐる。これは、三矢が、「宗教」の意味に留まらない、極めて幅広い概念として「神道」を捉へてゐた証であらう。

因みに、「本教」即ち「もとつ教」は、「日本文献学」としての「国学」を主張し、「国文学」といふ学問を確立して大正期に國學院大學学長となる芳賀矢一が、「建学の精神」を簡潔に表現して作詞した「國學院大學校歌」の二番にも、「外つ国々の長きを採りて 我が短きを補ふ世にも いかで忘れむ もとつ教は いや、みがかむ もとつ心は」と盛り込まれた。

なほ、阪本是丸は、「この三矢重松に代表される国学的研究による神道精神の闡明・宣揚こそが、今日に至るまでの國學院の学問を貫く不易の学風である。近代的分化としての「神道」学だけに神道精神の講究・闡明・宣揚を任せ、あるいは任せられたとする立場の否定にこそ、國學院の学問、即ち国学の真価は存するのである。」と指摘してゐる。皇典講究所・國學院の創立以来、「神道」に関する研究はあらゆるアプローチから行はれてきたが、その「神道」研究は、本来的には、「神道」に関

する研究をタコツボ的に専門化(神道学として特化)するのではなく、あらゆる学問からなされるべきであつて、特に戦前は、「神道学科」といふ分科をあへて作らない立場を堅持してゐた。

だからこそ、大正七年に皇典講究所・國學院大學拡張委員の佐伯有義が、「神祇崇敬ハ治国ノ要道ニシテ之ニ関スル学科ハ国学ノ中ニ於テ最モ主要ノ一科タリ、然ルニ國學院大學大学部ニ国史国文ノ二科アリテ、神祇科ノ設ナキハ甚タ遺憾ナリ」と主張したものの、結局、戦前の國學院大學の「学部」においては、近代的分科としての「神祇科」や「神道学科」なるものは成立しなかつたのである(文学部神道学科―神道文化学部神道文化学科は戦後に成立した学科である。⁽¹⁸⁾。ならば、次に問はれなければならないのは、その「神道」の内容如何であらう。

四 戦前・戦後を貫く國學院大學の「神道」観

先述したやうに、國學院の学問の要は、創立以来一貫して、「神道」に対する幅広い観点からの総合的アプローチである「国学」(日本の伝統文化研究・教育)の実践にあつたのであるが、その肝心の「神道」はどのやうに捉へられてゐたのか。ここでは、戦前と戦後に國學院大學の学長を務めた河野省三と上田賢治の二人の「神道」観を取り上げて検討してみたい。

まづ、昭和戦前期に國學院大學学長であつた河野省三の「神道と教育」といふ論考から、二ヶ所引いておかう。⁽¹⁹⁾

憲法も教育勅語も、戊申詔書も、又国民精神作興詔書も、皆、皇祖皇宗の遺訓であると同時に、日本国民祖先以来の

遺風であるからして、それは又日本民族の伝統的信念の表現である。民族の伝統的信念は其の根柢に祖先以来の国民的性情、即ち伝統的情操が内在してゐる。民族の伝統的情操といふのは所謂民族性のことである。それ故、神道は日本民族の伝統的信念及び情操に其の基礎を有し、之を以て其の本質としてをるものである。さればこそ、我が神の道は日本民族祖先以来の生活原理だといひ得るのであつて、こゝに神道の本義が存する。従つて、古来、神道に於ける教育は、此の本質としての日本民族の伝統的信念を尊重し教養すると同時に、其の伝統的情操たる日本民族性を重視し、培養する所に其の重点を置いたのである。

神道の本質たる日本民族の伝統的信念並びに情操は、やがて我が国体の本質であり、日本精神の本質である。日本の文化も、神社も、武士道も、つまりは此の信念と民族性とをその本質としてをる。それ故、神道精神の教育はそのまゝ、我が国体觀念の教養となり、日本精神の發揮ともなり、且つ敬神觀念も培育せられ、日本文化の価値も深められるのである。而して現時要求せられてゐる宗教的情操の教育も畢竟こゝに其の根本があり、又その最も多くの期待が此の方面に懸けられてゐるのである。

昭和十二年の論考であるため、やや時代を感じさせる表現が散見されるものの、それに幻惑されずに内容を読み取ることが必要である。河野は、「神道」が「日本民族の伝統的信念」の根柢に内在してゐる「民族の伝統的情操」＝「民族性」にその

「基礎」を有し、また、それを以て「本質」としてをり、「我が神の道は日本民族祖先以来の生活原理」であつて、「日本精神」そのものであるといふ言ひ方をしてゐる。つまり、「神道」といふ概念を、単に「神社」や「宗教」のイメージに留まらない、日本の伝統的「生活文化」や「民族性」の「基礎」となるものとして、かなり幅広く捉へてゐることに注目すべきであらう。

一方、戦後に國學院大學学長を務めた上田賢治は、「神道文化について」²⁰⁾といふ論文で次のやうに記した。

「…前略…」この事実の確認は、「神道」に二つの概念があることを、同時に認識するやう我々に要請する。つまり、一つは日本の文化としての神道であり、他の一つは宗教としての神道、即ち神社神道である。この確認を怠ると、文化と宗教との問題は無用の混乱に陥ることを、我々は特に明確に自覚しておく必要があるだらう。たとへば天皇問題や公共祭祀としての神道祭祀の問題がその典型である。誤解のないやう歴史事実に即して述べておくと、我が国における神祇祭祀は、我が民族（国民）の生活文化として成立し、生活の不可分な要因として存続してゐた。神道といふ^(ママ)称名が用ゐられたのは、それが今日の意味とは異なるものであつたとしても、異文化を代表する仏教が、天皇の信仰として受容された時のことであつた。それは『日本書紀』が証言してくれてゐる。そしておそらくは推古天皇朝頃から天武朝に至る長い時間をかけて、今日我々が神社神道と呼ぶ制度化された宗教としての神道が成立したのである。

「…中略…」「神道文化」とは「…中略…」乃ち日本文化と

しての神道を意味してゐる。(中略)これこそ、我が国のコア(中核)であり、アイデンティティー(自己同一性の根拠)に外ならない。

ここでも、「我が国における神祇祭祀は、我が民族(国民)の生活文化」といふ指摘のみならず、「神道文化」とは、「日本文化としての神道」を意味し、「宗教としての神道」である「神社神道」の概念より幅広く捉へ、「日本文化としての神道」が「我が国のコア(中核)であり、アイデンティティー(自己同一性の根拠)」といふ言ひ方をしてゐることに注意すべきである。

このやうに、河野、上田の両者は、時代を超えて、極めて幅広い「神道」概念を共有してゐたといへるが、さらにいへば、これは、先述の明治時代における三矢重松の「神道即本教」観、大正期における芳賀矢一の「もつと教(本教)」の語の使用に見られるやうに、近現代を貫く認識であつた。

これら本学の先人の見解を継承しつつ、現時点における人間開発学部や私自身の課題に引き寄せて言ひ換へるとするならば、「日本の伝統文化」としての「神道(神道文化)」、或いは「日本の伝統文化」の〈中核〉〈基礎〉〈本質〉としての「神道(神道精神)」といふ見方は、十分に可能ではないかと思はれる。

なほ、國學院大學では、創立百二十周年を迎へた平成十四年に、「建学の精神」である「神道精神」とは、「主体性を保持した寛容性と謙虚さ」を意味することが全学的に確認されてゐる、といふことも、明記して置かなければならない点である。

改めて整理すれば、皇典講究所・國學院の学問の要は、創立以来一貫して、「日本の伝統文化(生活文化)」としての「神道

(神道文化)」、或いは「日本の伝統文化」の核としての「神道(神道精神)」に対する、多様な観点からの総合的アプローチである「国学」(日本の伝統文化研究・教育)の実践にある。

五 國學院大學人間開発学部における伝統文化教育の意義

以上で述べてきたやうに、「神道」を核とする「日本の伝統文化」に関する研究・教育を行つてきた皇典講究所・國學院大學における歩みのなかにおいて、現実の「普通教育」(初等・中等教育)に対する不断の関心や、祭祀・儀礼、邦楽・洋楽を含む音楽(雅楽、唱歌)、武道、体操など、伝統的身体文化と西洋的身体文化を包含した独自の「体育」概念への関心があつたことは確かな事実である。これらの事績をもとに、さらに明治期以来の教員養成の伝統(「教職の國學院」)を継承・発展させるため、平成二十一年四月、たまプラーザキャンパスに人間開発学部(初等教育学科・健康体育学科)が設置されたのである。

即ち、國學院大學ではその創立以来、平成十八年十二月二十二日に改正された教育基本法で謳はれる遙か以前から、「伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育」(同法前文)を行つてきたといふ自負心がある。それ故、文部科学省に提出した「設置の趣旨等を記載した書類」に、「人間開発学部」の教育研究上の目的の第一は、本学の他学部や研究開発推進機構と同様、建学の精神である「神道精神」(主体性を保持した寛容性と謙虚さ)に基づく研究・教育を行い、神道を中核とする身近な「日本の伝統文化」というフィールドを対象とする研究や学びを基盤としつつ、未知なる広い「世界」を視野に入れた活動のでき

る人材を育成することにある。」と記されたのである。⁽²¹⁾

國學院大學人間開発学部における「伝統文化教育」は、これまで蓄積されてきた国学的研究・教育に基づき、「日本の伝統文化」の〈中核〉〈基礎〉〈本質〉として、「建学の精神」である「神道（神道精神）」を位置付け（無論、その位置付けや内容を常に問ひ直し、「更新」しながら）、「通奏低音」としてゐる点に、他大学には見られない大きな特色、意義があるものと思はれる。

それ故、本学部では、「伝統文化体験」の教育と同等、或いはそれ以上に「伝統文化知識」理解の教育を重視し、また、優先することに留意してゐるといつても過言ではない。

その意味では、「体験」を前面に打ち出した、学習院女子大学国際文化交流学部日本文化学科の「伝統文化実習科目」、東京成徳大学人文学部日本伝統文化学科の「日本伝統文化マイスター」、奈良教育大学大学院教育学研究科の「地域と伝統文化」教育プログラム（文部科学省平成十九年度大学院教育改革支援プログラム）など、或いはその「建学の精神（神道精神）」は共通するものの、皇學館大学の共通科目「伝統の心と技」とも視点を異にする。

ましてや、「文化理解に留まる」ことを嫌ひ、「これまでの愛国心や郷土愛を形成するために伝統と文化を大切にする教育とは異なり、和文化自体の価値を心技体の場において継承し、発展させる文化創造的アプローチとしての教育」を謳ふ兵庫教育大学の「和文化教育」⁽²²⁾は、非常に参考になる部分が多いものの、本学部とはかなり性格が異なる取り組みといへよう。

因みに、皇典講究所卒業生からなる水穂会が創刊した学術雑誌『日本文學』（『國文學』『國學院雑誌』の前身）第一（明治

二十一年八月）の松野勇雄「日本文學發行の趣旨」⁽²³⁾には、「人の性質本位を人柄と謂ひ、国の性質本位を国柄と謂ふ。人柄の如何を知らんと欲せば、其の人の経歴態度に就て之を觀るべく、国柄の如何を知らんと思はば、其の国の文學を以て之を徴すべし。今本題に日本文學と称するものは、本邦現行の文學を泛称するに非ずして、本邦固有の文學即国柄の如何を徴証すべきものを謂ふなり」と高らかに「日本文學（即ち「国学」と同義）を宣言し、さらに「我が國民として、国柄を詳にし以て愛国の思想を發達せしめ、自主自重の氣風を養成し、国力を充實せしめんとするにあり。凡愛国の情は、国柄を知らざれば起らざるものにして、猶人を愛するものは、能く其人の性質本意を知り、花を愛するものは、能く其花の性質品位を知れるが如し。是真に愛するなり。」と述べてゐる。

つまり、己自身と自分の国の「性質品位（人柄と国柄）」を「其の国の文學」即ち日本の各種古典から徴して知ることにより、「自主自重の氣風」を養ひ、「愛国の思想」を發揮するといふ、「個」と「国」の二者択一に陥らない氣高い「志」が窺へよう。それはまた、皇典講究所総裁・有栖川宮幟仁親王の告諭、即ち皇典講究所の「建学の精神」と同様のものであつた。

私は、今日の間人間開発学部の「伝統文化教育」においても、かかる本学創立以来の高い志を継承し、実践することが必要不可欠であると考へる。それが延いては、改正教育基本法の「教育の目標」の一つである「伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養ふこと。」（第二条五）を真の意味で実現することに繋がるのではないかと思はれる。

なほ、恥をさらすやうであるが、参考までに、國學院大學人間開発学部コア科目「日本の伝統文化Ⅱ（日本の近代化と生活文化）」（藤田大誠担当）の平成二十二年度シラバスに掲載した【授業の内容】を次に提示しておきたい。⁽²⁾

本講義では、教育基本法に明記されている「伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育」を行うための前提知識である日本の伝統文化の歴史を概観することにより、現在教育現場において日本の伝統文化を学ぶことの意義を根源的に問い直すことを目的とする。特に、伝統的な生活文化の来歴を理解することに重点を置き、①日本人の信仰の展開、②日本人の国家・郷土観、③日本人の生活と身体、④日本の教育文化という視角から「近代化」を経験した日本の伝統文化の様相を具体的に捉え、日本の伝統文化の継承と発展のあり方を考えるための基礎力を養成する。また、日本の伝統文化の根幹であり本学の「建学の精神」でもある「神道」に対する関心を保持しながら、本学の学問の特色である「国学的研究」、即ち生活に密着した伝統文化の具体的なモノやコトの歴史的考察からアプローチし、歴史を貫く日本人の心の本質に迫る。

六 むすび―人間開発学部における伝統文化教育の展望―

むすびに当たり、國學院大學人間開発学部の基盤となる「伝統文化教育」の展望について、若干ながら提示しておきたい。いはば「現代国学」の実践ともいふべき「人間開発学」の基

盤構築に向けて、喫緊の課題は山積してあるといへる。

まづ、一年次開講の神道科目「神道と文化」（必修）、二年次開講の学部コア科目（必修）「日本の伝統文化Ⅰ（伝統文化の心と歴史）」「日本の伝統文化Ⅱ（日本の近代化と生活文化）」、三年次開講の「伝統文化と生活論Ⅰ・Ⅱ」「伝統文化授業論」（初等教育学科基幹科目、健康体育学科展開科目、「選択必修」）、「演習」「演習・卒業論文」の有機的連結を図ることが必要不可欠である。また、人間開発学部独自の「学部コア科目」である「人間開発基礎論Ⅰ（人間力育成の人間学）」「人間開発基礎論Ⅱ（ヒトのしくみとはたらき）」との「学部コア科目」間の連携や、さらには、初等教育学科展開科目Ⅰ類（言語・古典）、健康体育学科展開科目Ⅲ類（伝統と身体文化）等との連携も急務である。

なほ、人間開発学部では、「人間開発・花咲くプログラム」の一環として「鎮守の森子ども・子育て支援」プロジェクトを展開してゐる。具体的には、「鎮守の森（神社境内）」において、子どもたちに「日本の伝統文化」に触れさせる形で「子ども・子育て支援」を行つてゐる「鶴岡八幡宮鶴の子会」や「寒川神社少年館」への学生ボランティア派遣を行つてゐるものだが、これも今後、他の学部プロジェクトとの連携や、初等教育学科・健康体育学科の各教員に協力を仰ぐこと、即ち、各々の専門分野の「垣根」を超えた、人間開発学部の〈内部〉、さらには國學院大學全体の〈内部〉における教職員間の相互協力が必要になつてこよう。

そして、神奈川県をはじめ全国に鎮座する神社、または同じ「建学の精神（神道精神）」を持つ皇學館大学、さらには、近隣各地の地域社会（コミュニティ）、「伝統文化教育」に関はる他

の研究・教育機関、組織など、様々な本学の〈外部〉との連携・協力によつて、國學院大學人間開発学部「伝統文化教育」の充実を図つて行くことも、今後の重要な課題となる。⁽²⁵⁾

最後に、今後の國學院大學人間開発学部における「伝統文化教育」の充実・発展を祈念しつつ、本稿を閉じたい。

註

(1) 以後、皇典講究所・國學院大學に関する記述は、特に注記しない限り、本学の校史である『皇典講究所五十年史』(皇典講究所、昭和七年)、『國學院大學八十五年史』(國學院大學、昭和四十五年)、『國學院大學百年史』上巻(学校法人國學院大學、平成六年)、及び拙著『近代国学の研究』(弘文堂、平成十九年)に拠る。

(2) 前掲、拙著『近代国学の研究』第七章「近代における国学の展開と神道学の成立―国学の細分化と学問の再編成―」を参照。

(3) 拙稿「皇典講究所・國學院の伝統文化研究・教育に関する覚書」(國學院大學研究開発推進センター研究紀要二、平成二十年)を参照。

(4) そもそも皇典講究所は、明治十五年の創立直後より、神官資格試験に関する制度整備を進めてきたが、同十九年五月二十七日に「学階選叙式」を各分所に令達し、学階を学正五等、司業八等と定め、制度の基礎を築いた。この「学階」は、あくまでも「国学に関する学力」を検定することにより与へられるもので、これが翻つて神官・神職の採用資格となつたのである。創立以来、皇典講究所が、単に神社奉仕のための特殊な専門技術者のやうなイメージで「神官・神職」を捉へてその資格を与へ、或は育てるのではなく、何よりもまづ「国学」の素養を充分に持った者を育てる、即ち本来「国学者」が神官・神職となるべきであるといふ堅い信念を持つてゐた。神職養成部といふ「神職養成機関」の組織そのものが漸く成立したのは明治四十三年である。その意味で皇典講究所は、単なる「神職養成機関」である前にやはり「国学的研究・教育機関」なのであつた。拙稿「明治後期の皇典講究所・國學院の研究教育と出版活動」(國

學院大學 校史・学術資産研究」一、平成二十一年)を参照。

(5) 皇典講究所編『皇典講究所第一年報』(柳瀬喜兵衛、明治十七年)。その「学事景況」に拠れば、「文学部」の四科のうち、「脩身科」の正科は教授・久保季茲と助教・木野戸勝隆、副科は教授・秋月胤永が担任、「歴史科」は、正科は教授・井上頼国と助教・矢野萬太郎、副科は教授・秋月胤永と教授・橋本寧が担任、「法令科」は、正科を教授・小中村清矩が担任(副科担任を欠く)、「文章科」は正科が教授・樺田直助と助教・林麿臣、副科は教授・橋本寧が担任した(樺田は未だ授業せず)。また、「作業部」の三科に関しては、「礼式科」は、本科が教授・山田有年と教授・松岡明義、助教・平山省齋、助教・徳岡久遠が担任し(平山は未だ授業せず)、「音楽科」は、教師・東儀俊慰、教師・山井景順、教師・豊喜秋が担任、「体操科」は、教師・大河内信古、教師・青戸波江の担当するところであつた(大河内は未だ授業せず)。

(6) 前掲、『國學院大學八十五年史』二四、二五頁。

(7) 前掲、『皇典講究所第一年報』には、「作業部」の各科についての説明がなされてゐる。「礼式科」は「祭祀及貴賤上下相交際スル間ニ於テ尤モ必要ナル礼節ヲ習ハシ道徳ノ基礎ヲ固メ報反ノ礼儀人文ノ節度ヲ知ラシメ兼テ骨節機関ヲ運轉シ身体發育ノ用ヲ充サシム」、「音楽科」は「唱歌奏楽ヲ講習シ声音ヲ正クシ言語ヲ整ヘ兼テ胸膈ヲ開キ精神ヲ養ヒ氣血ノ循環ヲ善クシ倦厭ノ情ヲ去リ忍耐ノ力ヲ補フ体育ノ用ニ供セシム」、「体操科」は「本邦ハ尚武ヲ以テ国ヲ立ツル所以ヲ講明シ義氣ヲ養ヒ筋骨を固メ力メテ身体ヲ強壮ニシ文弱ニ流レス専事ヲ為スニ勝ヘシメンカ為メ擊劍乗馬等ノ術ヲ習ハシ且体育ニ要ナル諸術ヲ演習シ体格ヲ矯正シ容止ヲ整頓シ肺量氣力ヲ培養セシム」といふものであつた。

(8) 皇典講究所では明治十六年から雅楽(唐楽)講習が始まり、作業部音楽科講師嘱託である東儀俊慰、山井景順、豊喜秋の三名が週三日、三管(箏・笛・笙)と「保育唱歌」(約百曲。明治十年、東京女子師範学校が式部寮の伶人に依頼し、雅楽音階に基づき新作。後に宮内省文学御用掛の国学者・近藤芳樹に歌詞が依頼された)の教授に

当たつた。皇典講究所用の唱歌二十四曲も作曲されたといふ。塚原康子『明治国家と雅楽―伝統の近代化／国楽の創成―』（有志舎、平成二十一年）を参照。

- (9) 明治二十年の「皇典講究所規則」では、「普通体操（予備科）↓「兵式体操（本科）」といふ個人訓練から集団訓練へといふ流れが設定されてゐた。近代の皇典講究所・國學院における「武道」の重視と運動場建設に関する事柄など、「体育」に関する出来事を次に列挙しておく（前掲、『皇典講究所第一年報』前掲、『皇典講究所五十年史』前掲、『國學院大學八十五年史』などを参照）。

①明治期 皇典講究所大運動会（撃剣）、明治二十三年「國學院規則」学科表Ⅱ「体操（撃剣）、同二十四年、國學院同窓会体育部（撃剣）、同三十年学課表Ⅱ「体操（剣術、青戸波江（神社祭祀行事作法の大家）」。

- ②大正・昭和戦前期 大正三年の振武館（剣道場）建設、同七年の皇典講究所神道養成部教習科・学科改正Ⅱ「体操（剣道）、同九年の新予科・学科Ⅱ「体操（剣道・佐藤義遵、柔道・三船久蔵、同十三年の高等師範部・学科Ⅱ「体操（剣道・佐藤義遵、柔道・三船久蔵、弓道・谷仙吉）、同十四年、軍事教官配属、昭和二年、國學院大學附属神職部規程Ⅱ「体操（武道（剣・柔・弓）、教練）、同六年、鶴ノ木運動場建設↓同十四年、深沢運動場建設。

- (10) 「国文大学案」の存在とは、皇典講究所が私立学校としてはかなり早い時点で、高等教育機関の中でも最高ランクに位置し、当時私立はまだ一校も無かつた「大学」を志向してゐたことの表れである。

- (11) 「國學院大學出版部」において、内海月丈（弘蔵）を主任として編纂され、明治四十二年六月から大正三年まで発行された、『兄弟』姉妹』後に統合して『兄弟姉妹』といふ月刊の児童雑誌も注目されよう。『國學院雑誌』第十五卷第六号（明治四十二年六月十五日発行）の「少年雑誌「兄弟」少女雑誌「姉妹」発行の趣旨」といふ折り込み広告に拠れば、「普通教育の側面的補充」を目指して、子どもたちに対する「国語教育」「作文の修養」「趣味の啓発」をこの二つの少年少女雑誌によって行はうとしてゐた。柴村紀代「國學院大學出版

部発行の児童雑誌「兄弟」「姉妹」について」（『國學院短期大学紀要』二三、平成十八年）は、「國學院大学という学問の府が短期間とは言え、児童雑誌を発売した意義は大きい。」と評価してゐる。

- (12) 鳥野幸次「三矢重松君伝」（大正十三年、三矢重松先生記念会『三矢重松君伝』昭和十一年）を参照。

- (13) この小論は、三矢重松の遺著『国文学の新研究』（中文館書店、昭和七年）四一〇、四一一頁に収録されてゐる。

- (14) 杉浦重剛「国学とは何ぞや」（『國學院雑誌』第四、明治二十八年）。前掲、拙稿「明治後期の皇典講究所・國學院の研究教育と出版活動」を参照。

- (15) 三矢重松「神道の眼目」（『國學院雑誌』五一三、明治三十一年）。

- (16) 阪本是丸「國學院の学問を貫徹するもの」（『國學院大學研究開発推進センター研究紀要』二、平成二十年）。

- (17) 拙稿「近代国学における「神道」と「道徳」に関する覚書―皇典講究所・國學院の展開を中心に―」（『國學院大學 校史・学術資産研究』二、平成二十二年）を参照。

- (18) 河野省三「神道と教育」（『岩波講座 国語教育』岩波書店、昭和十二年）五頁、二八頁。

- (19) 上田賢治「神道文化」について」（『神道文化』創刊号、平成元年）。

- (20) 國學院大學が人間開発学部の新設に当たつて文部科学省に提出した「設置の趣旨等を記載した書類」の「2.「人間開発学部」における教育研究上の目的」の冒頭には、次のやうに日本の伝統文化教育が位置づけられてゐる（<http://www.kokugakun.ac.jp/content/000012318.pdf>）。

（一）「人間開発学部」の教育研究上の目的の第一は、本学の他学部や研究開発推進機構と同様、建学の精神である「神道精神」（主体性を保持した寛容性と謙虚さ）に基づく研究・教育を行い、神道を中核とする身近な「日本の伝統文化」というフィールドを対象とする研究や学びを基盤としつつ、未知なる広い「世界」を視野に入れた活動のできる人材を育成することにある。

本学の上の教育研究上の目的は、「古典を講じ神道を究め汎く人文に關する諸学の理論及び応用を研究教授し、以て有用な人材を育成し文化の進展に寄与するとともに、幼児の心身の健全な発達を助長することを目的とする」とある「学校法人國學院大學寄附行為」第三条第一項に集約されている。この目的を踏まえ、本学では、創立一二〇周年を契機として、日本社会の文化的基盤となっている神道の文化及びそれが生み出した多様で複合的な日本文化を国際的レベルで研究・発信し、日本が「国際的競争力（主体性）」を保持しつつ国際社会での「協調・共生（寛容性と謙虚さ）」の体制」を創出・構築するために必要な文化的学問的貢献をなしうる世界最高水準の「日本文化の総合的研究と発信のための世界的研究教育センター」としての大学の形成・構築を目指すべく、「國學院大學二一世紀研究教育計画」の具體的施策として「神道と日本文化の国学的研究発信の拠点形成」を策定し、この計画は、平成一四年度の文部科学省二一世紀COEプログラムに採択された。同一年三月に所期の目的を概ね達成して拠点を形成し、この事業を終了して以後、同年四月からは、日本文化研究所を改組して発足した研究開発推進機構を中心に研究・教育が進められており、さらに平成一九年度の文部科学省オープン・リサーチ・センター整備事業に選定された本学の「モノと心に学ぶ伝統の知恵と実践」事業を推進する伝統文化リサーチセンターを同機構内に設置している。

一方で、改正「教育基本法」（平成一八年一二月二二日公布・施行）においても、日本の伝統・文化の継承の問題の重視が謳われている。本学の設立の理念及びその歴史的経緯から、本学部は、まさにその趣旨を実現するにふさわしい学部である。本学部は、「神道精神」を中核とする日本の伝統文化を攻究してきた本学が、「人間開発」の局面においてその発展的継承を図ろうとするものであり、これは、本学だからこそ実現できるものである、とわれわれは考えている。したがって、本学部は、本学の他学部や研究開発推進機構、伝統文化リサーチセンター

などにおける日本の伝統文化に関する様々な取組や研究成果を活用しつつ、伝統文化を重視した独自の教育課程の設定・組織化によって、日本の伝統文化に対する正確な理解を養うことに努め、改正「教育基本法」前文にいう、個人の尊厳・公共精神の尊重等のみならず、「伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育」の推進に大きく寄与しうる人材を育成する学際的学部として構想しているのである。この構想を実現するために、後に詳述するところであるが、「学部コア科目」として、両学科に「日本の伝統文化Ⅰ・Ⅱ」を導入し、また、初等教育学科の「基幹科目」に「伝統文化授業論」、「伝統文化と生活論Ⅰ・Ⅱ」を、健康体育学科の展開科目に「伝統文化と生活論Ⅰ・Ⅱ」などを配置している。

(22) 中村哲「平成十六年度日本教育大学協会研究助成報告書 文化指導力形成を意図した教師教育カリキュラムの開発―和文化教育を視点にして―」を参照。

(23) 『日本文学』第一（明治二十一年八月二十五日発売、初版、九月十四日印刷・十五日再版）の「日本文学発行の趣旨」は、皇典講究所の創立に「創建係」として準備段階から重要な役割を果たし、創立後も一貫して皇典講究所の「縁の下力持ち」として、「経営者」「事業家」を務めてゐた国学者の松野英雄の筆になるものだといふ。拙稿「明治二十年代における皇典講究所・國學院の出版活動―『日本文学』『國文学』皇典講究所講演』総目録解題―」（『國學院大學伝統文化リサーチセンター研究紀要』一、平成二十一年）を参照。

なほ、『日本文学』誌には、嘉納治五郎が初めて外部に公開した論考である「柔術及び其起原」が掲載されてゐる（『日本文学』第三、明治二十一年十月、同第七、明治二十二年七月、なほ、同誌第三の冒頭論説は「尚武の国風は維持せざるべからず」が掲載されてゐる）。一般に下谷・永昌寺で嘉納塾を始めた明治十五年が「講道館柔道」の創始とされるが、当時嘉納は未だ「起倒流」と署名してをり、彼が教頭などを務めた学習院での「柔道」採用も明治二十一年九月の

(24)

ことである。『日本文学』に初の論考が掲載されたのはその直後であり、そこで「講道館」や「柔道」の語が逸早く使用されてゐることから、「柔術」から「柔道」への実質的転回はこの頃であつたと見るべきである（即ち、「武術」から「武道」への展開にも当たる）。「柔術及び其起原」の冒頭には、「予は講道館に於てなせる柔道講義中、柔術の事並に其起原につき述べたる事あり。此度水穂会より一篇を日本文学に投寄せむ事を請はれたるにつき、嘗て茲に門人の筆記になれりしものを送りて、世人の参考に供せんとす。素より特に日本文学に掲ぐるの目的を以て起艸したるものにあらざれば、往々隔靴の憾あるを免れざるべし。只願意の一斑を示すを得ば足れりとせんのみ」と記されてゐる。

國學院大學人間開発学部コア科目「日本の伝統文化Ⅱ（日本の近代化と生活文化）」（藤田大誠担当）の平成二十二年度の内容は次の如くである（実際の授業進行に従ひ、元のシラバスを若干改訂）。

第一回 なぜ「伝統文化」を学ぶのか―日本の教育の目標と本学及び本学部の教育の特色―

第二回 日本の教育文化①

寺子屋・藩校教育から近代的教育へ―近世・近代の児童教育―

第三回 日本の教育文化②

話しことばと書きことばの近世・近代―「国語」の形成と展開―

第四回 日本の教育文化③

学校における「体育」「スポーツ」の役割―国家的儀礼空間創出と身体の規律化―

第五回 日本人の生活と身体①

「時の文明開化」と慣習の変化―改暦・年中行事・人生儀礼の変遷―

第六回 日本人の生活と身体②

「養生」から「健康」へ―近世・近代における保健・衛生―

第七回 日本人の生活と身体③

「武術」から「武道」へ―「柔道」「剣道」の成立と武士道論―

第八回 日本人の信仰の展開①

日本の〈神話〉と近世・近代―「神代」の理解をめぐる営み―

第九回 日本人の信仰の展開②

〈文化財〉行政と「世界遺産」の源流―神仏関係と古いモノの近世・近代―

第十回 日本人の信仰の展開③

伝統芸能・芸術文化の近代化―「遊芸」から「伝統文化」へ―

第十一回 日本人の国家・郷土観①

「郷土史」の誕生と郷土教育―近世・近代の地域社会への眼差し―

第十二回 日本人の国家・郷土観②

「日の丸」と「君が代」の成立―国旗・国歌の制定過程―

第十三回 日本人の国家・郷土観③

近世・近代の天皇と国民―近代皇室制度の形成と憲法制定―

第十四回 近代日本国家の形成過程と「伝統文化」―改めて「伝統」

「文化」とは何か―

第十五回 まとめ

(25)

「座談会 神道文化とこれからの伝統文化教育」(『神道文化』二二、平成二十二年)を参照。

附記

本稿は、國學院大學人間開発学会第二回大会（平成二十二年十一月十三日、於國學院大學たまプラーザキャンパス）の公開シンポジウム「日本の伝統文化教育と人間開発学の構築―カリキュラム開発を視野に入れて―」における自身の発題内容をもとに論文化したものである。

（ふぢたちろまさ・國學院大學人間開発学部健康体育学科准教授）